

【 三菱UFJニコス カード会員専用 】

海外旅行保険 MORE(モア)パンフレット・重要事項説明書
(2025/9/30~2026/9/29 補償開始分)

海外旅行保険



急な出張でも長期の滞在でも幅広く対応



カード付帯海外旅行保険に加えて 補償をより充実させたい場合や補償期間の延長、 ご家族の補償を希望するカード会員の皆様が ご加入できる海外旅行保険です。

長期の旅行・出張等で保険料を抑えたい

カード付帯保険の保険期間終了後から
ご契約いただけますので保険料を抑えることが可能です。

詳細はP.2をご参照ください。

急な出張の場合でも、 お電話で受付可能です

書類を郵送する手間が不要です。

海外での高額治療費に備えて

カード付帯保険との組み合わせで、
補償を充実させることができます。

詳細はP.2をご参照ください。

「海外旅行保険 MORE(モア)」お申し込み手続きの流れ

STEP 1

「海外旅行保険 MORE(モア)」のパンフレット(P.28 重要事項説明書を含む)をお読みのうえ、希望するご加入タイプをお選びください。以下の場合には申し込みにあたり必要情報があります。

あらかじめご準備ください。

ワーキング・ホリデー	留 学	その他の ご加入タイプ
6ヵ月以内の 渡航	・ワーキングホリデービザ番号	・学校名
6ヵ月超の 長期渡航	・ワーキングホリデービザ番号 ・パスポート番号	・学校名 ・パスポート番号

ご加入タイプに
お悩みの場合は、
担当者がご相談に
乗りますので
お電話ください。

エスティ保険サービスまでお電話ください。

STEP 2

0120-816-610 または 03-5909-3650

海外からは 81-3-5909-3650 月～金 9:00～17:00/土・日・祝・12/29～1/3休

※ 電話申し込みはP.28 重要事項説明書をご確認いただいていることが条件となります。

STEP 3

お申し込み手続き完了

※お申込み受付から約1週間後、被保険者証および「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご加入者の住所(国内)にお届けします。被保険者(保険の対象となる方)宛に送付する場合等は、代理店にご相談ください。

STEP 4

保険料のお支払い

お手持ちの三菱UFJニコス株式会社発行カードに保険料をご請求いたします。

書面でのお申し込みをご希望の方は、お電話でその旨お伝えください。必要書類を郵送させていただきます。

「海外旅行保険 MORE(モア)」は東京海上日動火災保険株式会社「海外旅行保険」の通称です。

POINT

1

海外での高額治療費に備えて補償を手厚くすることが可能です。

お手持ちの三菱UFJニコス発行のカード付帯保険に「海外旅行保険 MORE(モア)」の補償を上乗せ出来ます。*

「海外旅行保険MORE(モア)」の補償内容と保険金額(例) —A4タイプの場合—

「海外旅行保険MORE(モア)」なら、疾病死亡も補償。

治療・救援費用保険金額が無制限のご加入タイプもご用意していますので、治療費が高額になても安心です。

傷害死亡・ 傷害後遺障害	治療・救援費用	賠償責任	携行品損害	疾病死亡	応急治療・ 救援費用	航空機寄託 手荷物	航空機遅延
最高 5,000万円	無制限	1億円	30万円	1,000万円	300万円	3万円	付帯あり*

*1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

保険の対象となる方が負担した費用	①宿泊施設の客室料	②交通費もしくは渡航先での各種サービス取消料	③食事代
お支払い額	3万円	1万円	5,000円

※海外旅行保険付きクレジットカードをお持ちの方が本プランにご契約される場合、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金については、双方の保険金の合計額が支払われます。その他の保険金(治療・救援費用、携行品損害、賠償責任等)については、実際にかかった費用や損害額がお支払いの限度になりますので、双方の保険から二重に支払われるものではありません(補償限度額が増えるのみ)。

POINT

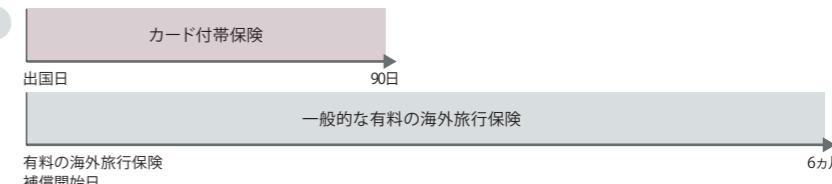
2

海外に長期滞在される場合、保険料を抑えられます。

一般的な海外旅行保険の場合

一般的な有料の海外旅行保険の場合、出国日から補償開始を設定しなければならない商品が多く、カード付帯保険の補償期間と重複して、補償を上乗せする形で保険をかけることになります。

(例) 旅行期間が6ヵ月間の場合



「海外旅行保険 MORE(モア)」なら

カード付帯保険の補償終了後から最長2年までご契約いただけるため、
留学などの長期渡航では保険料を抑えられます。



〈短縮の場合〉 例: 帰国日が早まった
未経過期間相当分の保険料を返還。

〈延長の場合〉 例: 在留が延長になった
追加となる保険料をカードにご請求。

*延長の場合、保険会社の承認が必要となります。あらかじめご承知おきください。
保険契約者が海外にいる場合、日本にいる代理の方による手続きが必要となります。

POINT

3

クレジットカードにセットされている海外旅行保険と同じ引受保険会社での契約の場合、万一の際の対応もよりスマーズになります。

1 東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要)

海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償がございます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.21~24、26をご確認ください。

①旅先でのご自身のケガや病気に関する補償

旅先でのケガや病気が原因で亡くなってしまった場合

お支払いする保険金の種類	ケガを原因とする死亡の場合は 傷害死亡保険金 病気を原因とする死亡の場合は 疾病死亡保険金
--------------	--



旅先でのケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合

お支払いする保険金の種類	傷害後遺障害保険金
--------------	-----------



旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化^{*1}して治療が必要になった場合

お支払いする保険金の種類	保険期間 31日まで *2 応急治療・救援費用保険金
--------------	-------------------------------------

※「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。



さらに大きな
あんしん
をプラス!

海外旅行開始前に渡航先での診察が予約された場合等、保険金お支払いの対象となる場合がございます。本パンフレットP.23~24もあわせてご確認ください。

旅先でのケガや病気が原因で治療が必要になった場合

お支払いする保険金の種類	治療・救援費用保険金
--------------	------------

保険金額
無制限
タイプを
ご用意



ケガや病気で継続して3日以上の入院。ご家族に駆けつけてもらうことになった場合

お支払いする保険金の種類	治療・救援費用保険金
--------------	------------



*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

*2 保険期間 31日までのご契約でご加入の場合にセットされる特約です。本特約の保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円が限度となります。

なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

②旅先で他人にケガ等をさせてしまったときの補償

人にケガをさせてしまった場合

お支払いする保険金の種類	賠償責任保険金
--------------	---------



ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

お支払いする保険金の種類	賠償責任保険金
--------------	---------



他人の物を壊してしまった場合

お支払いする保険金の種類	賠償責任保険金
--------------	---------



③持ち物に関する補償

旅先で盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合

お支払いする保険金の種類	携行品損害保険金 *3 *4 *5
--------------	----------------------------



デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合

お支払いする保険金の種類	携行品損害保険金 *3 *4 *5
--------------	----------------------------



※本パンフレットP.23~24もあわせてご確認ください。

*3 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れたは紛失(置き忘れたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。



*4 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。

*5 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります(保険金額30万円超の場合)。

④その他の費用に関する補償

航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合

お支払いする保険金の種類	航空機寄託手荷物保険金 *6
--------------	-------------------



航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合

お支払いする保険金の種類	航空機遅延保険金 *7
--------------	----------------



※本パンフレットP.23~24、26もあわせてご確認ください。

*6 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。

*7 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。

*8 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は保険期間6か月までの引き受けが可能です。

保険期間が3か月までのお客様向け 補償を追加するオプション

急な事情によって、出国前に海外旅行をキャンセルした場合

お支払いする保険金の種類	保険期間 3か月まで 旅行変更費用保険金(出国中止費用)
--------------	------------------------------------



保険期間が3か月までのお客様向け 補償を追加するオプション

旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合

お支払いする保険金の種類	保険期間 3か月まで 旅行変更費用保険金(中途帰国費用)
--------------	------------------------------------



保険期間が3か月超のお客様向け 補償を追加するオプション

配偶者が危篤で、旅行中に急きよ一時帰国した場合

お支払いする保険金の種類	保険期間 3か月超 緊急一時帰国費用保険金
--------------	-----------------------------



2 東京海上日動のサービス体制*1

海外旅行中の「困った」を解決する 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)で受けいたします。

※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」および東京海上日動Webサイトをご確認ください。
※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。
※当社はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、当社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。
※サービス内容は変更・中止となる場合があります。
*1 「主たる旅行先」が海外から日本のご契約または保険の対象となる方が日本ご滞在中の場合は、一部のサービスをご利用いただけません。
*2 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。
医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんので予めご了承ください。

日本語で対応*2

24時間/年中無休

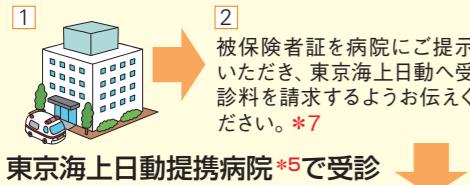
①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

対象 被保険者証をお持ちのご旅行者
(被保険者(保険の対象となる方))

何かと心配な海外での病院受診時にお客様をお守りします!

キャッシュレス・メディカル・サービス*3 *4

東京海上日動提携病院*5で受診



- 1 被保険者証を病院にご提示いただき、東京海上日動へ受診料を請求するようお伝えください。*7
- 2 サービスが受けられる病院をご紹介します。

東京海上日動提携病院*5で受診

左記以外の病院*6で受診

- 1 まず、東京海上日動海外総合サポートデスクへお電話ください。
- 2 サービスが受けられる病院をご紹介します。
- 3 病院に東京海上日動へ受診料を請求するようお伝えください。*7
- 4 病院で受診

病院の窓口で受診料をお支払いいただきずに受診終了!

(上記のいずれの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、予めご了承ください。
また、サービス内容は変更・中止となる場合があります。)

※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

*3 疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金*8に関するご注意

キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

*4 治療にかかる費用が少額のときには病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。

*5 東京海上日動提携病院とは、東京海上日動が提携している世界90都市以上の約280の病院をいいます。

主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

*6 東京海上日動への受診料請求を了承した病院に限ります。

*7 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、東京海上日動へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。

*8 本パンフレットP.23~24記載の「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」をいい、海外旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中にその症状が急激に悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

上記の他、次のようなサービスもございます。

病人・ケガ人の
移送の手配



救援者の渡航手続き、
ホテルの手配



②緊急医療相談サービス

緊急医療相談



海外での急病やケガへの対処の方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または現役救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。

※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。
※ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。
※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。

③トラベルプロジェクト

対象 被保険者証をお持ちのご旅行者
(被保険者(保険の対象となる方))

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。
なお、ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。
このサービスは、弊社の委託先を通じてご提供いたします。



電話による通訳

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えします。

43か国語に対応(2023年8月現在)
※ご希望される言語により、四者通話にてサービス提供させていただくことがあります。

その他にも多彩なサービスメニューを
ご用意しています。

手数料
無料*9

クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート
クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイスをいたします。

パスポートを紛失・盗難された場合のサポート
パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。

空港とホテルの間の送迎予約・手配

空港に着いて電車も終わっている。こんなときに、空港とホテル間の送迎車の予約と手配を行います(当会社が指定した事業者に限ります)。

旅行関連の安全情報の提供

気候や天候に関する情報提供、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等をご提供します。

メッセージの伝達

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、勤務先等へ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えします。

*9 予約・手配等にかかる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設の客室料等の実費はお客様のご負担となります。

④スーツケース修理サービス

対象 携行品損害保険金、留学生生活用動産損害
保険金をお支払いできる場合

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を東京海上日動指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を東京海上日動から修理会社に直接お支払いするサービスです。

宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能なため、直接店舗に出向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えいただく手間がかかりません。

*サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」および東京海上日動Webサイトをご確認ください。

*航空会社から補償金、修理費用等を受領された場合は、ご利用いただけません。

*一部のブランドについては、ご利用いただけない場合があります。

*免責金額(自己負担額)が設定されているご契約の場合は、ご利用いただけません。

*スーツケース修理サービスの提供は日本国内に限ります。



⑤こころのカウンセリングサービス

対象 保険期間が3か月超のご契約のお客様

東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに所属する臨床心理士が、プライバシーを守りながら、お電話およびメールにて相談に応じます。

ご利用方法およびご利用時の注意点等の詳細については、「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

*サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」および東京海上日動Webサイトをご確認ください。

*ご出国前およびご帰国後の日本からの利用はできません。

*電話カウンセリングについては、保険期間中かつ毎年12月1日から翌年11月30日までの間に1人5回までとさせていただきます。また、地域や内容によりご要望に沿えない場合があります。

*本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。



⑥お客様特典

海外用WiFi「グローバルWiFi」等のレンタルを弊社提携料金(25%割引)でお申込みいただけます
(サービス提供会社:株式会社ビジョン)。

*サービスのご利用方法、サービス内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」および東京海上日動Webサイトをご確認ください。

*サービスのご利用は1人1回までとさせていただきます。

3 保険金額と保険料【個人プラン】

保険料をお支払いただく方(加入者(お申込人))は、カード会員様に限ります。
カード会員様以外に被保険者(保険の対象となる方)となれる方は右記のとおりです。

- ① 会員様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)
- ② ①以外の同居の親族
- ③ 会員様がご加入の場合、同行者(友人、別居の孫など)
- ④ 法人・ビジネス・コーポレートカード発行会社の役員・従業員

保険期間 31日まで

被保険者年齢	15歳以上～69歳以下					70歳以上*6				
	0歳以上～69歳以下					70歳以上*6				
ご加入タイプ	A4	A2	C2	B2	D4	E3	F3	F2	H4	
傷害死亡	5,000円	2,000円	—	1,000円	—	5,000円	—	1,000円	—	
傷害後遺障害	5,000円	2,000円	5,000円	1,000円	—	5,000円	3,000円	1,000円	—	
治療・救援費用	無制限		3,000円	2,000円		無制限		3,000円		
応急治療・救援費用*2	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	
疾病死亡	1,000円	1,000円	—	1,000円	—	500円	—	—	—	
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	8,000円	1億円	1億円	1億円	8,000円	
携行品損害	30円	20円	30円	10円	—	30円	20円	10円	—	
航空機寄託手荷物	3円	3円	3円	3円	3円	3円	3円	3円	3円	
航空機遅延*3	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	
保険期間1日まで	3,910円	2,880円	2,430円	2,350円	1,390円	5,000円	3,470円	3,220円	2,640円	
2日まで	5,040円	3,950円	3,560円	3,300円	2,220円	6,590円	5,010円	4,620円	3,910円	
3日まで	6,010円	4,900円	4,520円	4,140円	2,930円	7,950円	6,340円	5,820円	4,990円	
4日まで	6,800円	5,640円	5,310円	4,780円	3,460円	9,690円	8,040円	7,360円	6,410円	
5日まで	7,730円	6,500円	6,200円	5,520円	3,970円	11,570円	9,840円	8,980円	7,830円	
6日まで	8,700円	7,420円	7,150円	6,300円	4,580円	13,380円	11,600円	10,560円	9,250円	
7日まで	9,500円	8,170円	7,890円	6,950円	5,100円	15,140円	13,290円	12,120円	10,680円	
8日まで	10,600円	9,220円	8,990円	7,880円	5,900円	16,820円	14,950円	13,660円	12,100円	
9日まで	11,300円	9,900円	9,680円	8,460円	6,380円	18,520円	16,620円	15,200円	13,530円	
10日まで	11,970円	10,530円	10,340円	9,000円	6,800円	20,240円	18,310円	16,750円	14,960円	
11日まで	12,670円	11,170円	10,990円	9,560円	7,240円	21,970円	19,960円	18,290円	16,380円	
12日まで	13,380円	11,810円	11,640円	10,090円	7,650円	23,760円	21,660円	19,840円	17,810円	
13日まで	14,100円	12,480円	12,360円	10,670円	8,120円	25,490円	23,350円	21,380円	19,240円	
14日まで	14,700円	13,030円	12,900円	11,130円	8,470円	27,210円	25,000円	22,920円	20,660円	
15日まで	17,800円	16,120円	16,000円	14,040円	11,300円	32,990円	30,770円	28,340円	25,960円	
16日まで	19,080円	17,330円	17,270円	15,150円	12,300円	35,090円	32,810円	30,200円	27,710円	
17日まで	20,880円	19,050円	19,010円	16,690円	13,690円	38,850円	36,480円	33,620円	30,970円	
18日まで	22,560円	20,650円	20,630円	18,130円	14,980円	42,120円	39,650円	36,560円	33,750円	
19日まで	24,490円	22,420円	22,440円	19,690円	16,280円	45,010円	42,350円	39,070円	36,030円	
20日まで	26,270円	24,070円	24,120円	21,170円	17,640円	48,260円	45,470円	42,010円	38,830円	
21日まで	28,200円	25,920円	25,980円	22,890円	19,230円	51,250円	48,360円	44,730円	41,440円	
22日まで	29,870円	27,470円	27,550円	24,310円	20,550円	54,840円	51,810円	47,970円	44,560円	
23日まで	31,640円	29,170円	29,230円	25,850円	21,990円	58,240円	55,110円	51,080円	47,600円	

*2 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

*3 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

*4 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

*5 トランベルプロテクトについてはP.6③を参照ください。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①宿泊施設の客室料	3万円
②交通費*4もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③食事代	5,000円

ご加入の際のご注意

1. 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
2. カード付海外旅行保険の補償期間終了後から本保険をご契約する場合は、カード付海外旅行保険の補償終了日の翌日に合わせて保険始期日を設定ください。
3. 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。
4. 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2ヶ月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」および「6月1日より8月10日までの旅行」の保険期間は「3ヶ月まで」となります。
5. スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P.20の5.①をご確認ください。

保険期間 31日超*7

被保険者年齢	15歳以上～29歳以下 0歳以上～29歳以下			30歳以上～69歳以下			70歳以上*6			
	ご加入タイプ	L3	N3	M2	L3	N3	M2	P3	R3	Q2
傷害死亡	5,000万円	—	1,000万円	5,000万円	—	1,000万円	5,000万円	—	1,000万円	3,000万円
傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円
治療・救援費用	無制限		3,000万円	2,000万円	無制限		3,000万円	無制限		3,000万円
疾患死亡	1,000万円	—	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	1,000万円
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	8,000万円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害	30万円	20万円	30万円	10万円	—	30万円	20万円	10万円	10万円	10万円
航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
航空機遅延*3	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
保険期間34日まで	31,380円	27,810円	24,020円	34,640円	31,070円	28,130円	54,820円	52,990円	48,030円	
39日まで	35,330円	31,670円	27,500円	41,560円	37,900円	34,440円	68,380円	66,530円	60,520円	
46日まで	41,720円	37,910円	32,720円	52,800円	48,990円	44,800円	88,760円	86,880円	79,350円	
53日まで	48,730円	44,380円	37,990円	66,110円	61,760円	56,720円	112,740円	110,650円	101,340円</	

3 保険金額と保険料【家族旅行・ハネムーン用】

組み合わせ方法

(1) はじめに、**ご本人用加入タイプ表** より、ご本人のご加入タイプをお選びください。

※本パンフレット記載の【家族旅行・ハネムーン用】には家族旅行特約がセットされているため、賠償責任および携行品損害の保険金額はご家族全員で共有となります。

(2) 次に、**配偶者・ご親族用加入タイプ表** より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つのご加入タイプをお選びください。

保険期間 31日まで

ご本人用加入タイプ表

(契約加入手続書の3.「ご本人」欄に記入される方)

被保険者年齢	15歳以上～69歳以下			
	V5	V3	V2	
保険金額(ご契約金額) ご本人	傷害死亡	5,000万円	1,000万円	—
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円
	治療・救援費用	無制限		
	応急治療・救援費用 ^{*6}	300万円	300万円	300万円
	疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	—
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円
	航空機遅延 ^{*7}	セットあり	セットあり	セットあり
	賠 償 責 任	1億円	1億円	1億円
	携 行 品 損 害	30万円	30万円	30万円
	保険期間1日まで	4,120円	3,020円	2,420円
お支払いいただく保険料 トラベルプロテクト付き ^{*9}	2日まで	5,360円	4,240円	3,640円
	3日まで	6,420円	5,300円	4,690円
	4日まで	7,300円	6,160円	5,550円
	5日まで	8,390円	7,230円	6,580円
	6日まで	9,500円	8,320円	7,650円
	7日まで	10,400円	9,180円	8,490円
	8日まで	11,590円	10,350円	9,660円
	9日まで	12,370円	11,130円	10,430円
	10日まで	13,130円	11,870円	11,160円
	11日まで	13,910円	12,610円	11,890円
	12日まで	14,720円	13,360円	12,620円
	13日まで	15,520円	14,140円	13,400円
	14日まで	16,190円	14,770円	14,010円
	15日まで	19,340円	17,920円	17,160円
	16日まで	20,680円	19,220円	18,450円
	17日まで	22,600円	21,080円	20,290円
	18日まで	24,370円	22,790円	21,980円
	19日まで	26,480円	24,780円	23,930円
	20日まで	28,320円	26,500円	25,630円
	21日まで	30,310円	28,430円	27,530円
	22日まで	32,010円	30,010円	29,090円
	23日まで	33,830円	31,770円	30,800円

*6 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

*7 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

*8 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

*9 トラベルプロテクトについてはP.6③を参照ください。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①宿泊施設の客室料	3万円
②交通費 ^{*8} もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③食事代	5,000円

ご加入の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- カード付帯海外旅行保険の補償期間終了後から本保険をご契約する場合は、カード付帯海外旅行保険の補償終了日の翌日に合わせて保険始期日を設定ください。
- 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P.20の5.①をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合また

※本パンフレット記載の【家族旅行・ハネムーン用】には家族旅行特約(家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険契約で引受けける特約)がセットされています。**配偶者・ご親族用加入タイプ**にお申し込みいただける被保険者(保険の対象となる方)は、契約加入手続書の3「ご本人」欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります(次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人プランにてお申し込みください)。

①ご本人の配偶者^{*2}

②ご本人または配偶者^{*2}と生計を共にする同居のご親族^{*3}

③ご本人または配偶者^{*2}と生計を共にする別居の未婚^{*4}のお子様。

性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります)。

a. 婚姻意思^{*5}を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます)。

*3ご親族とはご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

*4未婚とはこれまで婚姻歴がないことをいいます。

*5戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

保険期間 31日まで

配偶者・ご親族用加入タイプ表

※上記「組み合わせ方法」をご確認いただき、ご加入いただくタイプをお選びください。

被保険者年齢	15歳以上～69歳以下			
	V5	V3	V2	
保険金額(ご契約金額) 1名あたり	傷害死亡	5,000万円	1,000万円	—
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円
	治療・救援費用	無制限		
	応急治療・救援費用 ^{*6}	300万円	300万円	300万円
	疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	—
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円
	航空機遅延 ^{*7}	セットあり	セットあり	セットあり
	保険期間1日まで	3,460円	2,360円	1,760円
	2日まで	4,390円	3,270円	2,670円
	3日まで	5,160円	4,040円	3,430円
お支払いいただく保険料 トラベルプロテクト付き ^{*9}	4日まで	5,770円	4,630円	4,020円
	5日まで	6,400円	5,240円	4,590円
	6日まで	7,120円	5,940円	5,270円
	7日まで	7,720円	6,500円	5,810円
	8日まで	8,650円	7,410円	6,720円
	9日まで	9,180円	7,940円	7,240円
	10日まで	9,690円	8,430円	7,720円
	11日まで	10,220円	8,920円	8,200円
	12日まで	10,770円	9,410円	8,670円
	13日まで	11,310円	9,930円	9,190円
	14日まで	11,750円	10,330円	9,570円
	15日まで	14,780円	13,360円	12,600円
	16日まで	15,940円	14,480円	13,710円
	17日まで	17,540円	16,020円	15,230円
	18日まで	19,020円	17,440円	16,630円
	19日まで	20,630円	18,930円	18,080円
	20日まで	22,270円	20,450円	19,580円
	21日まで	24,100円	22,220円	21,320円
	22日まで	25,710円	23,710円	22,790円
	23日まで	27,390円	25,330円	24,360円

*10 保険始期日時点での被保険者(保険の対象となる方)の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます)。また、「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。

※「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。

また、費用の種類によっては、上表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.21～22「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

は支払われない場合がございます。詳細は、P.20の5.②をご確認ください。

7.本海外旅行保険は、以下の方々も**ご本人用加入タイプ**の被保険者(保険の対象となる方)としてご加入いただけます。ただし、被保険者(保険の対象となる方)が保険期間開始日時点満14歳以下の場合や、ご加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なるご契約でご加入内容に対する被保険者(保険の対象となる方)の同意がない場合には傷害死亡または疾病死亡保険金額はそれぞれ「他の保険契約等^{*1}」と合計して1,000万円が限度となります。

①カード会員様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)

②①以外の同居の親族

③会員様がご加入の場合、同行者(友人、別居の孫など)

④法人・ビジネス・コーポレートカード発行会社の役員・従業員

*1「他の保険契約等」については、重要事項説明書P.31のII.1をご確認ください。



3 保険金額と保険料【家族旅行・ハネムーン用】

組み合わせ方法

(1) はじめに、**ご本人用加入タイプ表** より、ご本人のご加入タイプをお選びください。

※本パンフレット記載の【家族旅行・ハネムーン用】には家族旅行特約がセットされているため、賠償責任および携行品損害の保険金額はご家族全員で共有となります。

(2) 次に、**配偶者・ご親族用加入タイプ表** より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つのご加入タイプをお選びください。

保険期間31日超 **ご本人用加入タイプ表** (契約加入手続書の3.「ご本人」欄に記入される方)

被保険者年齢		15歳以上～29歳以下		
		0歳以上～29歳以下		
ご加入タイプ		X5	X3	X2
保険金額(ご契約金額) ご本人	傷害死亡	5,000万円	1,000万円	—
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円
	治療・救援費用	無制限		
	疾死亡	1,000万円	1,000万円	—
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円
	航空機遅延 ^⑥	セットあり	セットあり	セットあり
	賠償責任	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	30万円	30万円	30万円
	保険期間34日まで	33,620円	31,560円	30,520円
	39日まで	37,630円	35,530円	34,440円
46日まで	44,020円	41,880円	40,680円	
53日まで	51,060円	48,600円	47,190円	
2ヶ月まで	61,400円	58,620円	56,960円	
3ヶ月まで	74,500円	70,880円	68,580円	
4ヶ月まで	100,950円	96,010円	92,730円	
5ヶ月まで	131,120円	124,960円	120,720円	
6ヶ月まで	157,360円	149,900円	144,700円	
7ヶ月まで	184,200円	175,460円	169,300円	
8ヶ月まで	210,440円	200,380円	193,240円	
9ヶ月まで	235,220円	223,820円	215,700円	
10ヶ月まで	259,210円	246,490円	237,380円	
11ヶ月まで	283,580円	269,660円	259,590円	
1年まで	305,900円	290,680円	279,640円	
2年 ^⑩	611,790円	581,350円	559,270円	

30歳以上～69歳以下		
X5	X3	X2
5,000万円	1,000万円	—
5,000万円	3,000万円	3,000万円
無制限		
1,000万円	1,000万円	—
3万円	3万円	3万円
セットあり	セットあり	セットあり
1億円	1億円	1億円
30万円	30万円	30万円
36,880円	34,820円	33,780円
43,860円	41,760円	40,670円
55,100円	52,960円	51,760円
68,440円	65,980円	64,570円
80,240円	77,460円	75,800円
109,400円	105,780円	103,480円
155,100円	150,160円	146,880円
200,630円	194,470円	190,230円
245,590円	238,130円	232,930円
290,620円	281,880円	275,720円
336,380円	326,320円	319,180円
382,290円	370,890円	362,770円
428,070円	415,350円	406,240円
473,530円	459,610円	449,540円
519,320円	504,100円	493,060円
1,038,630円	1,008,190円	986,110円

70歳以上 ^⑨		
Y5	Y3	Y2
3,000万円	1,000万円	—
3,000万円	2,000万円	2,000万円
無制限		
—	—	—
3万円	3万円	3万円
セットあり	セットあり	セットあり
1億円	1億円	1億円
30万円	30万円	30万円
57,060円	56,060円	55,700円
70,680円	69,660円	69,300円
91,060円	90,020円	89,650円
115,070円	113,880円	113,460円
142,090円	140,740円	140,270円
208,460円	206,710円	206,110円
302,380円	299,990円	299,180円
392,860円	389,890円	388,890円
484,040円	480,440円	479,230円
575,100円	570,880円	569,470円
666,590円	661,740円	660,120円
759,260円	753,760円	751,930円
850,940円	844,810円	842,770円
941,130円	934,420円	932,190円
1,035,000円	1,027,660円	1,025,230円
2,069,960円	2,055,290円	2,050,430円

*6 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

*7 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

*8 トラブルプロテクトについてはP.6③を参照ください。

*9 保険始期日時点で被保険者(保険の対象となる方)の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。

保険の対象となる方が負担した費用		お支払い額
①宿泊施設の客室料	3万円	
②交通費 ^⑦ もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円	
③食事代	5,000円	

※本パンフレット記載の【家族旅行・ハネムーン用】には家族旅行特約(家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険契約で引受けける特約)がセットされています。配偶者・ご親族用加入タイプにお申し込みいただける被保険者(保険の対象となる方)は、契約加入手続書の3「ご本人」欄に記入されるご本人と一緒に旅行され以下①から③のいずれかに該当する方に限ります(次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人プランにてお申し込みください)。

①ご本人の配偶者^②
②ご本人または配偶者^②と生計を共にする同居のご親族^③
③ご本人または配偶者^②と生計を共にする別居の未婚^④のお子様。

*2婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります)。婚姻とは異なります。

a. 婚姻意思^⑤を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます)。

*3ご親族とはご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

*4未婚とはこれまで婚姻がないことをいいます。

*5戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

保険期間31日超 **配偶者・ご親族用加入タイプ表**

*上記「組み合わせ方法」をご確認いただき、ご加入いただくタイプをお選びください。

被保険者年齢		15歳以上～29歳以下		
		0歳以上～29歳以下		
ご加入タイプ		X5	X3	X2
保険金額(ご契約金額) お支払い	傷害死亡	5,000万円	1,000万円	—
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円
	治療・救援費用	無制限		
	疾死亡	1,000万円	1,000万円	—
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円
	航空機遅延 ^⑥	セットあり	セットあり	セットあり
	賠償責任	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	30万円	30万円	30万円
	保険期間34日まで	27,030円	24,970円	23,930円
	39日まで	30,920円	28,820円	27,730円
46日まで	37,280円	35,140円	33,940円	
53日まで	44,250円	41,790円	40,380円	
2ヶ月まで	54,240円	51,460円	49,800円	
3ヶ月まで	66,240円	62,620円	60,320円	
4ヶ月まで	90,830円	85,890円	82,610円	
5ヶ月まで	119,130円	112,970円	108,730円	
6ヶ月まで	143,510円	136,050円	130,850円	
7ヶ月まで	168,420円	159,680円	153,520円	
8ヶ月まで	192,760円	182,700円	175,560円	
9ヶ月まで	215,540円	204,140円	196,020円	
10ヶ月まで	237,580円	224,860円	215,750円	
11ヶ月まで	260,090円	246,170円	236,100円	
1年まで	280,460円	265,240円	254,200円	
2年 ^⑫	5			

◆保険金額と保険料【オリジナルプラン】

保険期間 31日まで

被保険者年齢	15歳以上～69歳以下	
	0歳以上～69歳以下	
ご加入タイプ	Z1	Z3
傷害死亡	—	2,800万円
傷害後遺障害	1,000万円	2,800万円
治療・救援費用	3,000万円	—
応急治療・救援費用*2	300万円	—
保険期間1日まで	1,220円	930円
2日まで	2,060円	960円
3日まで	2,780円	960円
4日まで	3,320円	980円
5日まで	3,850円	1,010円
6日まで	4,470円	1,040円
7日まで	4,990円	1,060円
8日まで	5,820円	1,090円
9日まで	6,280円	1,090円
10日まで	6,710円	1,120円
11日まで	7,170円	1,150円
12日まで	7,580円	1,200円
13日まで	8,060円	1,230円
14日まで	8,410円	1,260円
15日まで	11,280円	1,260円
17日まで	12,310円	1,320円
19日まで	13,720円	1,380円
21日まで	15,030円	1,420円
23日まで	16,370円	1,540円
25日まで	17,750円	1,660円
27日まで	19,370円	1,700円
29日まで	20,730円	1,820円
31日まで	22,180円	1,880円

・渡航期間が6ヵ月超の場合は、パスポート番号をお伺いしております。

・渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名、「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。

*1 P.20の4.「一時帰国中担保特約」もご確認ください。

*2 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

*3 保険期間が1年を超えて端日数がある場合の保険料につきましては、代理店にお問い合わせください。

ご加入の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- カード付帯海外旅行保険の補償期間終了後から本保険をご契約する場合は、カード付帯海外旅行保険の補償終了日の翌日に合わせて保険始期日を設定ください。
- 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2ヵ月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」および「6月1日より8月10日までの旅行」の保険期間は「3ヵ月まで」となります。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかない、保険金が支払われません。詳細は、P.20の5.①をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかない、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、P.20の5.②をご確認ください。
- 本海外旅行保険は、以下の方々も被保険者(保険の対象となる方)としてご加入いただけます。ただし、被保険者(保険の対象となる方)が保険期間開始日時点で満14歳以下の場合や、ご加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なるご契約でご加入内容に対する被保険者(保険の対象となる方)の同意がない場合には傷害死亡または疾病死亡保険金額はそれぞれ「他の保険契約等*4」と合計して1,000万円が限度となります。

① カード会員様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)

② ①以外の同居の親族

③ 会員様がご加入の場合、同行者(友人、別居の孫など)

④ 法人・ビジネス・コードカード発行会社の役員・従業員

*4「他の保険契約等」については、重要事項説明書P.31のII.1をご確認ください。

◆保険金額と保険料【留学生プラン】宿泊施設(ホテル等)向け

保険期間 31日超*

被保険者年齢	0歳以上～69歳以下		
	0歳以上～29歳以下	30歳以上～69歳以下	15歳以上～69歳以下
ご加入タイプ	Z2	Z2	Z3
傷害死亡	—	—	2,800万円
傷害後遺障害	1,000万円	2,800万円	—
治療・救援費用	3,000万円	—	—
応急治療・救援費用*2	300万円	—	—
保険期間34日まで	20,210円	24,320円	1,880円
39日まで	23,590円	30,530円	1,930円
46日まで	28,670円	40,750円	1,960円
53日まで	33,690円	52,420円	2,270円
2ヵ月まで	41,850円	62,380円	2,580円
3ヵ月まで	50,560円	86,650円	3,390円
4ヵ月まで	69,960円	124,610円	4,650円
5ヵ月まで	92,200円	162,560円	5,820円
6ヵ月まで	110,540円	199,880円	7,060円
7ヵ月まで	131,360円	237,220円	8,290円
8ヵ月まで	150,220円	275,180円	9,550円
9ヵ月まで	168,570円	313,150円	10,830円
10ヵ月まで	186,110円	351,100円	12,090円
11ヵ月まで	203,260円	389,040円	13,240円
1年まで	219,210円	427,010円	14,500円
2年まで*3	438,430円	854,020円	29,010円

ご契約の際のご注意

●保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行(海外への留学またはワーキング・ホリデー等)の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください(最長2年)。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。

●カード付帯海外旅行保険の補償期間終了後から本保険をご契約する場合は、カード付帯海外旅行保険の補償終了日の翌日に合わせて保険始期日を設定ください。

●保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2ヵ月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3ヵ月まで」となります。

●各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。

●次のいずれかに該当する場合、ご契約できる傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額は、それぞれ「他の保険契約等*1」と合算して、3,000万円*2が上限となりますので、ご注意ください。

①始期日における保険の対象となる方の年齢が満15歳未満の場合

②ご加入者と保険の対象となる方が異なるご契約で保険の対象となる方の同意がない場合

*1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

*2 旅行目的が「留学」「ワーキングホリデー」の場合の限度額となります。

●スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかない、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の②をご確認ください。

●旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかない、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の③をご確認ください。

※本タイプは、滞在先が居住施設(アパート・寮・ホームステイ等)の場合にもご加入いただけますが、その場合には滞在中の居住施設内に保管中の携行品の損害および、戸室全体を賃借しているアパート等に対する賠償責任は補償の対象外となります。

※被保険者証に「一時帰国中担保」と表示されているお客様には「一時帰国中担保特約」が割増保険料なしでセットされます。詳細は、P.20の4.をご確認ください。

※始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上の場合は、代理店までお問い合わせください。

*「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ・病気・事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。

また、費用の種類によっては、下表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.21～22「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

被保険者年齢	15歳以上～29歳以下			
	0歳以上～29歳以下			
ご加入タイプ	L3	L2	N3	M2
傷害死亡	5,000万円	3,000万円	—	1,000万円
傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
治療・救援費用	無制限			
疾病死亡	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害	30万円	20万円	20万円	10万円
航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円
航空機遅延*3	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
保険期間34日まで	31,380円	29,570円	27,810円	24,020円
39日まで	35,330円	33,480円	31,670円	27,500円
46日まで	41,720円	39,850円	37,910円	32,720円
53日まで	48,730円	46,630円	44,380円	37,990円
2ヵ月まで	58,950円	56,610円	54,010円	46,540円
3ヵ月まで	71,640円	68,650円	65,150円	56,340円
4ヵ月まで	97,440円	93,420円	88,520円	77,470円
5ヵ月まで	126,930円	121,960円	115,720円	101,390円
6ヵ月まで	152,520円	146,540円	138,920円	121,440円
7ヵ月まで	178,680円	171,690円	162,710円	143,990円
8ヵ月まで	204,240円	196,230円	185,850円	164,610円
9ヵ月まで	228,300円	219,240円	207,460円	184,750円
10ヵ月まで	251,600円	241,510円	228,320円	204,050円
11ヵ月まで	275,320円	264,290円	249,760円	222,880円
1年まで	296,940円	284,880円	268,98	

3 保険金額と保険料【留学生プラン】居住施設(寮・アパート等)向け

ご契約金額と保険料は①②③からお選びください。

組み合わせ例 ① 基本補償 + ② 留学生賠償責任 + ③ 留学生生活用動産

オススメパターン(保険期間1年、0~29歳以下の場合)

$$\text{S2} + \text{保険金額: 1億円} + \text{保険金額: 60万円} = 304,530\text{円}$$

① 270,100円 + ② 2,940円 + ③ 31,490円

●渡航期間が6ヶ月超の場合は、パスポート番号をお伺いしております。

●渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名、「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。

※「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ・病気・事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯保険するものではありません。

また、費用の種類によっては、下表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.21~22「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

① 基本補償

ご加入タイプ	0歳以上~29歳以下			30歳以上~69歳以下			
	S3	S2*1	T2*1	S3	S2*1	T2*1	
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	無制限	無制限	3,000万円	無制限	無制限	3,000万円
	疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
	航空機遅延*7	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
お支払いいただく保険料	保険期間 34日まで	27,030円	25,690円	21,550円	30,290円	28,950円	25,660円
	39日まで	30,920円	29,540円	25,000円	37,150円	35,770円	31,940円
	46日まで	37,280円	35,880円	30,190円	48,360円	46,960円	42,270円
	53日まで	44,250円	42,630円	35,430円	61,630円	60,010円	54,160円
	2ヶ月まで	54,240円	52,400円	43,840円	73,080円	71,240円	64,370円
	3ヶ月まで	66,240円	63,820円	53,220円	101,140円	98,720円	89,310円
	4ヶ月まで	90,830円	87,510円	73,640円	144,980円	141,660円	128,290円
	5ヶ月まで	119,130円	114,970円	96,850円	188,640円	184,480円	167,210円
	6ヶ月まで	143,510円	138,470円	116,190円	231,740円	226,700円	205,530円
	7ヶ月まで	168,420円	162,500円	138,000円	274,840円	268,920円	243,860円
	8ヶ月まで	192,760円	185,940円	157,890円	318,700円	311,880円	282,850円
	9ヶ月まで	215,540円	207,800円	177,280円	362,610円	354,870円	321,860円
	10ヶ月まで	237,580円	228,940円	195,830円	406,440円	397,800円	360,820円
	11ヶ月まで	260,090円	250,630円	213,950円	450,040円	440,580円	399,730円
	1年まで	280,460円	270,100円	230,900円	493,880円	483,520円	438,700円
	2年*2	560,920円	540,200円	461,810円	987,760円	967,040円	877,400円

*1 主に以下の契約向けにS2、T2タイプをご用意しております。

○始期日における保険の対象となる方の年齢が満15歳未満の場合

○ご加入者と保険の対象となる方が異なるご契約で保険の対象となる方の同意がない場合

*2 保険期間が1年を超えて端日数がある場合の保険料は代理店までお問い合わせください。

*3 トラブルプロテクトについては、P.6③をご参照ください。

*4 保険期間が3ヶ月超のご契約のお客様が対象になります。

*5 扶養者が事故によるケガが原因で死亡または重度後遺障害が生じた時から予定留学終了時までの年数等によってお支払い額が異なります。詳細は、補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)の留学継続費用保険金の「お支払い額」をご確認ください。

*6 右記の保険料は、「保険期間=留学期間」を前提として算出した保険料となります。保険期間より留学期間が短いご契約の場合は保険料が異なりますので、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

*7 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

*8 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①宿泊施設の客室料	3万円
②交通費*8もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③食事代	5,000円

ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行(海外への留学またはワーキング・ホリデー等)の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください(最長2年)。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- カード付海外旅行保険の補償期間終了後から本保険をご契約する場合は、カード付海外旅行保険の補償終了日の翌日に合わせて保険始期日を設定ください。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が保険始期日時点で満15歳未満の場合や、ご加入者と保険の対象となる方が異なり、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合には、S3タイプをご契約いただけませんのでご注意ください。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の②をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の③をご確認ください。



② 留学生賠償責任

保険金額(ご契約金額)	② 留学生賠償責任(免責金額0円)				
	1億円(オススメ)	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
お支払いいただく保険料	保険期間 34日まで	620円	540円	480円	400円
	39日まで	680円	590円	520円	440円
	46日まで	740円	640円	570円	480円
	53日まで	790円	690円	610円	520円
	2ヶ月まで	850円	740円	660円	550円
	3ヶ月まで	1,060円	920円	820円	690円
	4ヶ月まで	1,290円	1,130円	1,000円	840円
	5ヶ月まで	1,500円	1,310円	1,160円	970円
	6ヶ月まで	1,710円	1,480円	1,320円	1,110円
	7ヶ月まで	1,910円	1,660円	1,480円	1,240円
	8ヶ月まで	2,120円	1,840円	1,640円	1,380円
	9ヶ月まで	2,320円	2,020円	1,800円	1,510円
	10ヶ月まで	2,530円	2,200円	1,950円	1,640円
	11ヶ月まで	2,740円	2,380円	2,110円	1,780円
	1年まで	2,940円	2,560円	2,270円	1,910円
	2年*2	5,880円	5,120円	4,550円	3,820円

③ 留学生生活用動産

③ 留学生生活用動産(免責金額0円)					
100万円	80万円	70万円	60万円	50万円	40万円
7,860円	7,520円	7,180円	6,610円	5,860円	5,020円
8,610円	8,240円	7,860円	7,240円	6,420円	5,500円
9,360円	8,950円	8,540円	7,870円	6,980円	5,980円
10,110円	9,670円	9,230円	8,500円	7,530円	6,460円
10,860円	10,380円	9,910円	9,130円	8,090円	6,940円
13,480円	12,900円	12,300円	11,330円	10,040円	8,620円
16,470円	15,760円	15,040円	13,850円	12,270円	10,530円
19,090円	18,260円	17,420円	16,060円	14,230円	12,200円
21,710円	20,780円	19,820円	18,260円	16,180円	13,880円
24,330円	23,280円	22,210円			

4 補償のご案内

携行品損害保険金 と 留学生生活用動産損害保険金 の比較 (概要)

(詳細は本パンフレットP.23~25をご確認ください)

事故状況	保険期間31日超		ご注意
	携行品損害保険金	留学生生活用動産損害保険金	
携行中	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●携行品(留学生生活用動産では「宿泊・居住施設保管中の物」も含みます。)1個、1組または1対あたりの補償限度額は10万円となります。(乗車券等は合計5万円限度、旅券は1回の保険事故につき5万円限度)
ホテル等の宿泊施設に保管中	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●携行品損害保険金のお支払い額は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。
寮・アパート等の居住施設に保管中	×	○	<ul style="list-style-type: none"> ●留学生生活用動産損害保険金のお支払い額は、同一保険年度内の事故に対して留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。

賠償責任保険金 と 留学生賠償責任保険金 の比較 (概要)

(詳細は本パンフレットP.23~25をご確認ください)

事故状況	保険期間31日超		ご注意
	賠償責任保険金	留学生賠償責任保険金	
歩行中	○	○	
ホテル等の宿泊施設に滞在中	○	○	
寮・アパート等の居住施設に滞在中 ¹⁾	×	○	<ul style="list-style-type: none"> ●留学生賠償責任保険金における居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。 <p>部屋の場合</p> <p>部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限ります。</p> <p>①火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害</p> <p>②漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。</p> <p>部屋以外の場合</p> <p>火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害。</p>
ホテル等の宿泊施設に滞在中	○	○	
寮・アパート等の居住施設に滞在中 ¹⁾	×	×	

* 1 建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合に限ります。

5 各種特約

ご旅行目的にあわせて様々な特約をご用意しております

本パンフレットP.26~27「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」も必ずご確認ください。

* 各種特約につきましては、日本出国後の海外旅行保険に付帯することができない場合がございます。

* 1.旅行変更費用担保特約と2.クルーズ旅行取消費用担保特約の保険料は、旅行出発日(保険期間の始期日)より前に基本となる補償を解約しても返金しません。

1.旅行変更費用担保特約

保険期間3ヵ月まで

※企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は保険期間6ヵ月までのおり受けが可能です。

このような方におすすめします

- 急な事情によって、出国前に海外旅行をキャンセルした場合にかかる費用に備えたい方(出国中止費用)
- 旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合にかかる費用に備えたい方(中途帰国費用)

保険金額(旅行変更費用保険金額)と特約保険料

保険金額(旅行変更費用保険金額)の設定方法

旅行代金または帰国便の運賃を自安に設定してください。また、保険期間はP.7~13に記載のご加入タイプでご契約いただく保険期間と合わせてください。なお、【家族旅行・ハネムーン用】は、家族全員分の合計金額を自安に設定してください(保険金額はご家族で共有となります。)。

* 保険料領収前もしくは契約日以前にP.26の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払い対象外となります。

* ①、②のいずれかに該当する場合は中途帰国費用のみ担保特約を必ずセットしてください。

①旅行出発日当日以降にお引受する場合

②クルーズ旅行取消費用担保特約をセットしてお引受する場合

(旅行変更費用担保特約) 出国中止費用 + 中途帰国費用

保険金額 保険期間	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円
1日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,700円	4,630円
2日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,710円	4,640円
3日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,780円	3,710円	4,640円
4日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,710円	4,640円
5日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
6日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
7日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
8日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,730円	4,660円
9日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,800円	3,730円	4,660円
10日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,730円	4,670円
11日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円
12日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円
13日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,740円	4,680円
14日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,680円
15日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,690円
17日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,750円	4,690円
19日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,760円	4,700円
21日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,770円	4,710円
23日まで	320円	650円	970円	1,950円	2,920円	3,900円	4,870円
25日まで	340円	670円	1,010円	2,020円	3,040円	4,050円	5,060円
27日まで	350円	700円	1,050円	2,110円	3,160円	4,220円	5,270円
29日まで	370円	730円	1,100円	2,200円	3,290円	4,390円	5,490円
31日まで	380円	770円	1,150円	2,300円	3,450円	4,590円	5,740円
34日まで	390円	780円	1,180円	2,350円	3,530円	4,700円	5,880円
39日まで	420円	850円	1,270円	2,540円	3,820円	5,090円	6,360円
46日まで	460円	910円	1,370円	2,740円	4,110円	5,490円	6,860円
53日まで	490円	980円	1,470円	2,940円	4,400円	5,870円	7,340円
2ヵ月まで	540円	1,070円	1,610円	3,220円	4,830円	6,440円	8,050円
3ヵ月まで	680円	1,370円	2,050円	4,110円	6,160円	8,210円	10,270円

(旅行変更費用担保特約+中途帰国費用のみ担保特約) 中途帰国費用のみ

保険金額 保険期間	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円
1日まで	40円	90円	130円	270円	400円	530円	660円
2日まで	50円	100円	150円	300円	440円	590円	740円
3日まで	50円	100円	160円	310円	470円	620円	780円
4日まで	50円	110円	160円	320円	480円	630円	790円
5日まで	70円	130円	200円	400円	600円	800円	1,000円
6日まで	80円	160円	230円	470円	700円	930円	1,170円
7日まで	90円	170円	260円	510円	770円	1,030円	1,290円
8日まで	90円	190円	280円	570円	850円	1,140円	1,420円
9日まで	100円	210円	310円	620円	930円	1,250円	1,560円
10日まで	110円	220円	340円	670円	1,010円	1,350円	1,690円
11日まで	120円	240円	360円	730円	1,090円	1,450円	1,820円
12日まで	130円	260円	390円	780円	1,170円	1,560円	1,950円
13日まで	140円	280円	410円	830円	1,240円	1,660円	2,070円
14日まで	140円	290円	430円	870円	1,300円	1,740円	2,170円
15日まで	150円	300円	450円	900円	1,350円	1,800円	2,240円
17日まで	160円	310円	470円	940円	1,410円	1,880円	2,350円
19日まで	170円	340円	510円	1,030円	1,540円	2,060円	2,570円
21日まで	190円	370円	560円	1,120円	1,690円	2,250円	2,810円
23日まで	200円	400円	600円	1,200円	1,80		

2. クルーズ旅行取消費用担保特約

出国中止費用のみ

このような方におすすめします

- 急な事情によって、クルーズ旅行(船舶を利用する企画旅行)※1をキャンセルした場合にかかる以下の費用に備えたい方
 - ・被保険者(保険の対象となる方)が出国を中止したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目で、旅行業者等に支払った費用
 - ・被保険者(保険の対象となる方)が出国を中止したことにより、払い戻しを受けられない渡航手続費(旅行印紙代、査証料、予防接種料等)
 - ※1 船舶内の定員4名以下の客室に宿泊される海外旅行が対象となります。
- ※保険料領収前もしくは契約日以前にP.27の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払い対象外となります。

保険金額(クルーズ旅行取消費用保険金額)と特約保険料(保険期間共通)

【保険金額の設定方法】お申し込みのクルーズ旅行契約において、最も高額となる取消料(通常は旅行代金全額)を目安に設定してください。

保険金額(ご契約金額)	特約保険料	保険金額(ご契約金額)	特約保険料	保険金額(ご契約金額)	特約保険料	保険金額(ご契約金額)	特約保険料
10万円	2,830円	60万円	17,000円	110万円	31,170円	160万円	45,340円
20万円	5,670円	70万円	19,840円	120万円	34,010円	170万円	48,180円
30万円	8,500円	80万円	22,670円	130万円	36,840円	180万円	51,010円
40万円	11,340円	90万円	25,510円	140万円	39,680円	190万円	53,850円
50万円	14,170円	100万円	28,340円	150万円	42,510円	200万円	56,680円

3. 緊急一時帰国費用担保特約

保険期間3カ月超

配偶者が危篤で旅行中に急きよ一時帰国した場合などに、被保険者(保険の対象となる方)が負担した費用(往復の航空運賃等の交通費、宿泊施設の客室料および雑費等)を補償します。

- ①海外渡航期間(最初の出国手続き完了時から海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続きを完了した時まで)が3カ月超で、かつ、海外渡航(旅行)中の滞在先が確認できる場合に限りセットすることができます。
- ②緊急一時帰国費用保険金の支払い対象となる費用について、勤務先の慶弔規程等により給付を受けることができる場合は、代理店または引受保険会社へご照会ください。場合によってはセットできないことがありますので、預めご了承ください。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先等で給付を受けることができる慶弔規程等の制度が制定される場合は予め、制定されていることをお知りになつた場合は遅滞なく代理店または引受保険会社へご連絡ください。※保険料領収前または海外渡航期間開始前に生じていた疾病が原因である場合は、補償対象外となります。

※保険期間は、海外渡航期間に合わせて設定してください。

旅行先	アジア地域		北米・中米・南米 オセアニア・中近東地域		欧州・アフリカ地域	
保険金額(ご契約金額)	40万円		70万円		100万円	
払い込みいただく保険料	ご本人のみ	帯同家族を含む場合	ご本人のみ	帯同家族を含む場合	ご本人のみ	帯同家族を含む場合
保険期間 4か月まで	5,240円	11,000円	9,170円	19,250円	13,090円	27,500円
5か月まで	6,070円	12,750円	10,620円	22,310円	15,180円	31,870円
6か月まで	6,900円	14,500円	12,080円	25,370円	17,260円	36,250円
7か月まで	7,740円	16,250円	13,540円	28,440円	19,340円	40,620円
8か月まで	8,570円	18,000円	15,000円	31,500円	21,430円	45,000円
9か月まで	9,400円	19,750円	16,460円	34,560円	23,510円	49,370円
10か月まで	10,240円	21,500円	17,920円	37,620円	25,590円	53,750円
11か月まで	11,070円	23,250円	19,370円	40,690円	27,680円	58,120円
1年まで	11,900円	25,000円	20,830円	43,750円	29,760円	62,500円
2年	23,810円	50,000円	41,660円	87,490円	59,520円	124,990円

※保険期間が1年を超えて端日数がある場合の保険料は代理店までお問い合わせください。

※上記保険料は加入者が個人の場合となります。加入者が法人(個人事業主を含む)の場合は代理店までお問い合わせください。

4. 一時帰国中担保特約

保険期間3カ月超は自動付帯

- 本特約により一時帰国中および再出発後の旅行行程中も同様に補償されます。
- 保険期間3カ月超の契約については、「一時帰国中担保特約」が割増保険料なしで自動セットされ、被保険者証に表示されます。
保険期間31日超3カ月以内のご契約の場合は、契約加入手続書の一時帰国中担保特約欄に○印をご記入いただくことで、本特約を付帯できます。
(追加保険料はかかりません。)
- 一時帰国中の事故が補償される項目は右記の通りです。傷害死亡、傷害後遺障害、治療・救援費用、疾病死亡、賠償責任

5. 特別危険担保特約／職業危険担保割増

- ①次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。
 - ・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダー等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロフレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
 - ・旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です)
 - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
- ②次のような場合には、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
 - ・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合
- ③保険料につきましては、運動やお仕事の内容によって変わりますので、代理店までお問い合わせください。



外務省

「たびレジ」とは、外務省からの最新の**安全情報を日本語で受信**できる
海外安全情報 無料配信サービスです。

「たびレジ」の**4つの安心**

「たびレジ」に登録で

簡易登録で

1 出発前から
旅先の安全情報を
入手!
○○地区では
外国人旅行者を狙つた
ひったくりが
多発しています!

2 旅行中も
最新情報を
受信!
○○地区では
外出禁止令が
発出されました!

3 現地で事件・事故に
巻き込まれても
素早く支援!
被害に遭われて
いませんか?

4 日本にいても
世界の最新情報を
入手!
・△△地区で地震が発生!
・××国で感染症が流行!

自分も家族も
安心できる!



「たびレジ」登録はこちら▶



<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

6 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 31日まで 保険期間 31日超 共通の補償



旅先で
ケガをして



傷害死亡
保険金

旅先で
病気やケガの
治療をして



傷害後遺障害
保険金

治療・救援費用
保険金



旅先で病気をして



疾病死亡
保険金

「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。

死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

お支払い額

(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%*2

※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

*2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます。「後遺障害等級限定保険特約」が自動セットされます。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセッティングについては、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。

たとえば、
①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失
②保険金受取人の故意または重大な過失
③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*1
④放射線照射、放射能汚染
⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
⑥けんかや自殺行為、犯罪行為
⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ(特別危険担保特約をセッティングし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセッティングされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

上記①~④、⑥に加え、たとえば
・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故
・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用
・歯科疾病

・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
・海外旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救援費用担保特約がセッティングされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。)
・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等(特別危険担保特約をセッティングし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はんを行っている間に発病した高山病(特別危険担保特約をセッティングし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)



上記①~④、⑥に加え、たとえば
・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症
・歯科疾病
・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はんを行っている間に発病した高山病による死亡(特別危険担保特約をセッティングし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

■治療費用部分

お支払いする場合

①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後72時間以内に医師の治療を受けられた場合
③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*5により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合

お支払い額

下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。)
※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。

①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④入院のため必要になったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

■救援費用部分

お支払いする場合

①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)(個人プラン)の場合は3日以上*6(続けて入院された場合)
③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等
*6 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*7の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額

①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(被災された保険の対象となる方1名について救援者3名分まで)*10 ③救援者の宿泊施設の客室料(被災された保険の対象となる方1名について救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで)*10 ④救援者の渡航手続費、現地での諸雜費*10*11、保険の対象となる方の現地での諸雜費*11(個人プラン)の場合は合計で20万円、(ファミリープラン)の場合は合計で40万円まで) ⑤現地からの移送費用*10*11*12 ⑥遺体処理費用(被災された保険の対象となる方1名について100万円まで)*10 (ファミリープランのみ)保険の対象となる方の旅行行程離脱後、ご家族(他の保険の対象となる方)が当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊施設の客室料(14日分まで)*12

b.海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機間に直接支払った費用
c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機間に直接支払うことが必要とされない部分

■治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa. b. の費用がお支払いの対象となり、c. はお支払いの対象となりません。

a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機間に直接支払った費用

①海外旅行中に病気で死亡された場合
②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後72時間以内に医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*13により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合

お支払い額

疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

*3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。

*4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症をいいます。

*5 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。

*6 親等内の血族、配偶者*8 または3親等内の姻族をいいます。

*8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)

①婚姻意思*9を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

*10 被災された保険の対象となる方の入院による場合は、継続して3日以上*6入院された場合に限りお支払いの対象となります。

*11 治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。

*12 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は差し引きます。

*13 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

6 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 31日まで

保険期間 31日超 共通の補償

保険金の種類



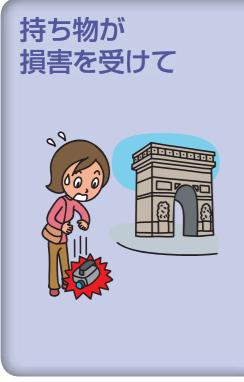
賠償責任保険金

お支払いする場合

海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*1を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

*1 次に掲げる損害を含みます。

- 宿泊施設の客室、宿泊施設の客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害
- 居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
- レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害



携行品損害保険金

お支払いする場合

海外旅行中に携行品*7が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合

*7 携行品とは?

保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品*8をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歎・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウエア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。

*8 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。



航空機寄託手荷物保険金

お支払いする場合

- 出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定期刻から6時間以内に発せられず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物を受け取れなかつたために、出発予定期刻から96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となつた身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合
- 乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後6時間以内にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が受け取れなかつたために、乗継地もしくは目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となつた身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合



航空機遅延保険金

お支払いする場合

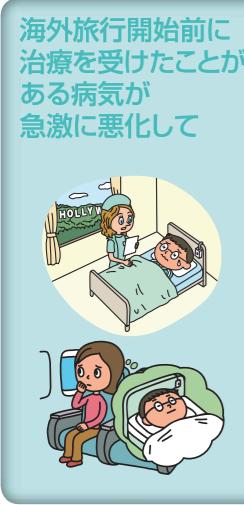
- 出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定期刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合
- 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合

・宿泊施設の客室料・交通費*13・渡航先での各種サービス取消料・食事代

*13 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

保険期間 31日まで のみの補償

保険金の種類



疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金

治療費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*14により医師の治療を受けられた場合

救援費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*14により入院された場合(個人プラン)の場合は3日以上*15続けて入院された場合)

*15 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

*16 被災された保険の対象となる方の入院による場合は、継続して3日以上*15入院された場合に限りお支払いの対象となります。

※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

*14 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもつても避けられない症状の変化をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。

*4 6親等内の血族、配偶者*5 または3親等内の姻族をいいます。

「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。



ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金のお支払い額

お支払い額

損害賠償金の額

*1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。

*2 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め東京海上日動にご相談ください。

*3 損害の発生または拡大を防止するため必要・有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

*4 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。

保険金をお支払いしない主な場合

P.22に記載の③④に加え、たとえば、

- ご契約者または保険の対象となる方の故意
- 職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
- 所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について、正当な権利者に対する負担する損害賠償責任
- 航空機、船舶*2、車両*3、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- 親族*4に対する賠償責任

*2 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。

*3 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カード、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

P.22に記載の①～④に加え、たとえば、

- 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
- 保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
- 携行品の置き忘れまたは紛失*12
- ピックル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は、職務以外での航空機操縦、ボブルレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害
- 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
- 差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。)
- *12 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

P.22に記載の①～④に加え、たとえば、

- ご契約者、保険の対象となる方の法令違反
- 保険金受取人の法令違反
- 地震、噴火またはこれらによる津波



保険金のお支払い額

お支払い額

1回の事故につき3万円(定額)をお支払いします。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

保険金をお支払いしない主な場合

たとえば、

- 海外旅行終了後に治療を開始した場合
- 治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
- 海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)
- 海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用

- 透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用
- インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
- 温泉療法、熱気浴等の理学療法の費用
- あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
- 運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学療法の費用
- 臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用
- 眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
- 毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用
- 不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)

*6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

6 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

留学生プラン

「海外旅行中」とは 保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外への留学またはワーキング・ホリデーの目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

ご注意 留学生賠償責任保険金、留学生生活用動産損害保険金、留学継続費用保険金については現地での保険金支払いができません。保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。日本にて保険金請求の手続きをお願いします。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険期間 31日超 のみの補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

留学生 賠償責任 保険金

お支払いする場合

海外旅行中の偶然な事故により、日常生活に起因する事故、または住宅*1の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*2を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合

*1 住宅とは?

保険の対象となる方の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。

*2 レンタル会社より契約者または保険の対象となる方が直接借入した旅行用品・生活用品・宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含みます)・居住施設(部屋内の動産を含みます)に与えた損害*3を含みます。

*3 居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。

部屋の場合

部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限ります。

①火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害

②漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。

部屋以外の場合

火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害。

お支払いする場合

海外旅行中に生活用動産*10が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合

*10 生活用動産とは?

保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたカメラ、カバン、衣類等の携行品*11または保険の対象となる方の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。ただし、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歎・コンタクトレンズ・搞本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等および別送品は含みません。

*11 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

留学生 生活用動産 損害保険金

お支払いする場合

海外旅行中に生活用動産*10が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合

*10 生活用動産とは?

保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたカメラ、カバン、衣類等の携行品*11または保険の対象となる方の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。

ただし、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歎・コンタクトレンズ・搞本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等および別送品は含みません。

*11 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

留学 継続費用 保険金 (留学生の場合のみ)

お支払いする場合

海外の学校*17に在籍中に、保険期間中の急激かつ偶然な外來の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18が、死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます)。または、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18の身体に重度後遺障害が生じた場合

*17 学校とは?

一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留学生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。

*7 6親等内の血族、配偶者*8または3親等内の姻族をいいます。

*8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります)。婚姻とは異なります。

①婚姻意思*9を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

「旅行変更費用」についてのご注意

●保険料領収前もしくはご契約された日以前に下表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払い対象外となります。

①旅行変更費用保険金額は、旅行代金または帰国便の運賃を目安に設定してください。

②旅行変更費用担保特約は、ご契約された日の翌日午前0時から補償を開始します。

したがって、旅行出発日(保険期間の始期日)より前に解約された場合でも本特約部分の保険料をお返しすることはできません。

③海外旅行が催行中止となった場合等*1には、保険料の全額をお返しすることができる場合があります。

④「中途帰国費用のみ担保特約」をセットいたくことで、補償範囲を中途帰国した場合のみに限定する事が可能です。なお、旅行出発日当日以降にご契約された場合は、「中途帰国費用のみ担保特約」を必ずセットいただきます。

*1 海外旅行が催行中止となった場合であっても、保険の対象となる方が渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種料等)を負担しているケース等で、既に保険金をお支払いしている場合には、保険料をお返しすることはできません。

保険期間 3か月まで*2のみの補償

旅行変更費用担保特約 急な事情によって、旅行をキャンセルして

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合



お支払いする場合

次のような事由により出国を中止された場合または海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合
①死亡・危篤…保険の対象となる方もしくは同行予約者*3(保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます)または保険の対象となる方等の配偶者*4もしくは3親等内のご親族が死亡された場合または危篤となられた場合

②入院
(1)保険の対象となる方等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合(出国前の場合は継続して3日以上*6の入院に限ります。)
(2)保険の対象となる方等の配偶者*4または2親等内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合

③遭難…保険の対象となる方等が搭乗している航空機、船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または保険の対象となる方等がピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はんに遭難された場合

④救助…急激かつ偶然な外來の事故により保険の対象となる方等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態になったとき警察等の公的機関によって確認された場合

⑤火災等…保険の対象となる方等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合

⑥裁判…保険の対象となる方等が裁判所の呼出により、証人または評議人として裁判所に出席された場合

⑦地震・テロ行為等…保険の対象となる方等の渡航先において、常に掲げる事由のいずれかが発生した場合
・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
・戦争、内乱、暴動またはテロ行為 等
・運送・宿泊機関等の事故または火災
・渡航先に対する避難勧告等の発出

⑧感染症等…保険の対象となる方等に対して日本または外国の官公署の金額が発せられた場合
保険の対象となる方等に対して外国の出入国規制が発せられた場合

⑨他の原因による死亡・危篤または入院の原因
⑩戻り難い…保険の対象となる方等が感染症等の指示により医療施設に隔離された場合 等

⑪避難指示…保険の対象となる方等に対して災害対策基本法に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合

⑫緊急一時帰国費用担保特約…保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約された方で保険の対象となる方に同行される方がいます。

⑬午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

保険期間 3か月超 のみの補償

緊急一時帰国費用担保特約 旅先から一時的に帰国して

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合



お支払いする場合

保険の対象となる方が海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます)に、保険の対象となる方の配偶者*4もしくは2親等内のご親族の死亡・危篤または搭乗した航空機・船舶の遭難・行方不明により、保険の対象となる方が一時帰国された場合

※上記の原因が生じた日からその日を含めて10日を経過した日までに一時帰国されたか、帰国した日からその日を含めて30日以内に再び海外の滞在地に戻られた場合に限ります。

同一原因により複数回帰国された場合は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者*4・同一の2親等内のご親族の危篤により2回以上帰国された場合で、2回目の一時帰国よりもその日を含めて30日以内に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金をお支払いの対象となります。

※家族が緊急一時帰国費用追加担保特約をセッティングすることで、同様の緊急一時帰国も対象とすることができます。

*2 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセッティングした場合は保険期間6か月までの引受けが可能になります。

*4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります)。婚姻とは異なります。

①婚姻意思*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

◆6 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

クルーズ旅行取消費用担保特約

- ✓ 保険料領収前もしくはご契約された日以前に下表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合は、保険金のお支払い対象外となる場合があります。
- ✓ クルーズ旅行取消費用担保特約(以下「本特約」)は、ご契約された日の翌日午前0時から補償を開始します。
- したがって、旅行出発日(保険期間の始期日)より前に解約された場合でも本特約部分の保険料をお返しすることはできません。
- ✓ クルーズ旅行が催行中止となった場合*1 には、保険料の全額をお返しすることができる場合があります。
- ✓ 本特約には、本パンフレット記載のご加入タイプとあわせてお申し込みください(本特約のみでのお申し込みはできません)
- *1 クルーズ旅行が催行中止となった場合であっても、被保険者(保険の対象となる方)が渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種料等)を負担しているケース等で、既に保険金をお支払いしている場合には、保険料をお返しすることはできません。

保険金
の種類

保険金をお支払いする主な場合			
保険金のお支払い額			
保険金をお支払いしない主な場合			
下表の○印の「保険金をお支払いする主な場合」により保険の対象となる方が出国を中止された場合(×印はお支払いの対象外となります)			
左記「保険金をお支払いする主な場合」 ①～⑥の対象となる方			
a. 保険の対象となる方 ご本人	b. 同室 予約者 *2	aまたは bの 配偶者 *2*3 *4	aまたは bの ご親族 *2*3
①死亡または危篤	○	○	○
②ケガまたは病気を原因とした右記()の日数以上継続した入院	○ (3日)	○ (3日)	○ (7日) 2歳等内に限る
③ケガまたは病気を原因とした医師からの出国中止の指示	○	○	×
④居住建物または居住建物内に収容される家財の火災、風災または水災等による100万円以上の損害発生	○	○	×
⑤証人または評価人としての裁判所への出頭	○	○	×
⑥災害対策基本法に基づく公的機関からの避難指示等	○	×	×
*2 「同室予約者」とは、保険の対象となる方と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ保険の対象となる方と同一の船舶内の客室に宿泊予約している方をいいます。ただし、定員4名以下の客室を予約している場合に限ります。			
*3 保険の対象となる方または同室予約者との続柄は、上表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当した時におけるものとします。ただし、上表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当した日からその日を含めて30日以内に保険の対象となる方が婚姻の届出をした場合は保険の対象となる方の配偶者とみなします。			
*4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。①婚姻意思*5 を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること			
*5 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。			

クルーズ旅行取消費用保険金

出国を中止されたことによってご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人が負担した次の費用*6を保険金額(クルーズ旅行取消費用保険金額)を限度にその費用の負担者にお支払いします。			
●次のような事由により、左記の「保険金をお支払いする主な場合」の①から④のいずれかに該当したことにより負担した費用			
・ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失			
・保険金受取人の故意または重大な過失			
・保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為			
・地震、噴火またはこれらによる津波			
・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*8			
・放射線照射、放射能汚染等			
●次のような事由により、左記の「保険金をお支払いする主な場合」の②または③に該当したことにより負担した費用			
・妊娠、出産、早産、流産および不妊症			
・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの			
●次のような事由により、左記の「保険金をお支払いする主な場合」の①から③に該当したことにより負担した費用			
・山岳登攀*9、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いた競技・試運転、お仕事以外での航空機操縦等を行っている間に生じたケガまたは病気等			
●保険料領収前またはご契約された日以前に以下のいずれかの事由に該当した場合			
・左記の「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合			
・保険の対象となる方、同室予約者またはこれらの者の配偶者*4もしくは1親等の親族について①死亡・危篤、②入院の原因*10もしくは③医師からの出国中止の指示の原因*11が生じていた場合			
*8 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。			
*9 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。			
*10 死亡・危篤・入院の直接の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。			
*11 医師からの出国中止の指示の直接の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。			

海外旅行保険にご加入いただく皆様へ

海外旅行保険 重要事項説明書

本説明書は「海外旅行保険」の重要事項説明書です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
ご契約者*1と保険の対象となる方が異なる場合は、本内容をご契約者から保険の対象となる方全員にご説明ください。

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

※ご契約・ご加入方法によってはお選びいただけない特約等があります。

※本説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご参照ください。
※普通保険約款および特約の内容については、東京海上日動のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)にてご参照いただけます。

[マークのご説明] 契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

本説明書で用いる用語の解説

用語解説

ご契約者	保険契約の当事者(保険料を払い込みいただく方)であり、保険契約上の様々な権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。
特約	普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するものです。なお、特約だけでは契約することはできません。
解約	ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より解約に必要な手続きをとっていただきます。
解除	東京海上日動からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

I 契約締結前ににおけるご確認事項

1

海外旅行保険の仕組み

契約概要

基本となる補償					その他の主な特約(オプション)				
ケガや病気等の補償	疾病死亡保険金支払特約	疾病に関する応急治療・救援費用担保特約							
傷害死亡保険金支払特約	携行品損害担保特約	留学生生活用動産損害担保特約							
傷害後遺障害保険金支払特約*2	賠償責任危険担保特約	留学生賠償責任危険担保特約							
その他の補償等	航空機寄託手荷物遅延等費用担保特約	航空機遅延費用等担保特約	中途帰国費用のみ担保特約	旅行変更費用担保特約	クルーズ旅行取消費用担保特約				
	緊急一時帰国費用担保特約	特別危険担保特約	家族旅行特約	留学継続費用担保特約	家族緊急一時帰国費用追加担保特約				

制裁等に関する特約	自動セット	戦争危険等免責に関する一部修正特約	自動セット	一時帰国中担保特約	自動セット
-----------	-------	-------------------	-------	-----------	-------

*1 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

*2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、後遺障害等級限定期間補償特約が自動セットされます*3 (詳細はP.29下段の*4をご確認ください)。

*3 ご契約の内容によってはセットされない場合があります。

基本となる補償および保険金額等の引受条件等

① 基本となる補償



- 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご参照ください。
- ※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	<p>海外旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)</p> <p>▶傷害死亡保険金の全額をお支払いします。</p> <p>※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。</p>	<p>・ご契約者・保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為・犯罪行為・闘争行為</p> <p>・無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ</p> <p>・海外旅行開始前、終了後に発生したケガ</p> <p>・海外旅行開始前に発病した病気による治療費用^①</p> <p>・妊娠・出産・早産・流産またはこれらが原因の病気および不妊症、歯科疾患による治療費用</p> <p>・海外でのカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療費用</p> <p>・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変^②</p> <p>・放射線照射、放射能汚染</p> <p>・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ^③</p>
傷害後遺障害保険金	<p>海外旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。^④</p> <p>※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<p>・妊娠・出産・早産・流産またはこれらが原因の病気および不妊症、歯科疾患による治療費用</p> <p>・海外でのカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療費用</p> <p>・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変^②</p> <p>・放射線照射、放射能汚染</p> <p>・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ^③</p>
治療費用部分	<p>①海外旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合</p> <p>②海外旅行開始後に発病した病気^⑤により、旅行終了後72時間経過するまでに医師の治療を受けられた場合</p> <p>③海外旅行中に感染した特定の感染症^{⑥⑦}により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合</p> <p>▶実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。</p> <p>※ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。</p>	<p>・妊娠・出産・早産・流産またはこれらが原因の病気および不妊症、歯科疾患による治療費用</p> <p>・海外でのカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療費用</p> <p>・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変^②</p> <p>・放射線照射、放射能汚染</p> <p>・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ^③</p>
救援費用部分	<p>①海外旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)</p> <p>②海外旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上^⑧続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)</p> <p>③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合</p> <p>④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合</p> <p>⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外來の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合</p> <p>▶ご契約者、保険の対象となる方または保険の対象となる方の親族^⑨の方が実際に支出した親族^⑨のかけつけ費用等で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。</p>	<p>・妊娠・出産・早産・流産またはこれらが原因の病気および不妊症、歯科疾患による治療費用</p> <p>・海外でのカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療費用</p> <p>・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変^②</p> <p>・放射線照射、放射能汚染</p> <p>・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ^③</p>
治療費用部分・救援費用部分共通	<p>お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。</p>	

*4 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示のある場合に、この特約がセットされます。

*5 海外旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。

*6 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症をいいます。

*7 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。

*8 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

*9 6親等内の血族、配偶者^⑩または3親等内の姻族をいいます。

*10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。

a.婚姻意思^⑪を有すること b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*11 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

② 主な特約の概要



賠償責任危険 担保特約

海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

▶損害賠償金の額をお支払いします。

※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。

※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。

携行品損害 担保特約

海外旅行中に携行品^⑫が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合

▶携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計で5万円、旅券については1回の保険事故について5万円)を限度とした損害額をお支払いします。

※損害額は損害が生じた携行品の時価額^⑬とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額^⑬のいずれか低い方とします。

※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。

※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

※携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。

*12 カメラ、カバン、衣類等保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品^⑭をいい、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウエア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。

*13 再取得価額^⑮から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。

*14 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

*15 再取得価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

※特約の詳細および本説明書に記載のない特約については「海外旅行保険普通保険約款および特約」等をご参照ください。

③ 補償の重複に関するご注意



- 賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^⑯を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。^⑰

*16 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*17 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

④ 保険金額等の引受条件



保険金額等は原則として契約タイプの中からお選びください。

- 各保険金額とも引受けの限度額があります。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が始期日時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合にはご注意ください。
- 実際にお客様がご加入される保険金額については、申込書等をご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期



保険期間等は原則として契約タイプの中からお選びください。

- 保険期間:旅行期間にあわせて、最長2年までの間で設定してください。
 - この保険では、旅行期間とは海外旅行のために住居を出発してから住居に帰るまでをいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
 - 交通機関が遅延、欠航・運休または到着地変更をした場合、保険の対象となる方が医師の治療を受けられた場合等には、一定の期間を限度として、保険期間が延長されることがあります。
 - 実際にお客様がご加入される保険期間については、申込書等をご確認ください。
 - 補償の開始時期:保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時^⑯
 - 補償の終了時期:保険期間(保険のご契約期間)の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。
- *18 セットされる特約によっては異なる場合があります。
- また、保険期間が始まった後であっても、以下の損害等に対しては保険金をお支払いできません。
- ご契約の代理店または東京海上日動が保険料を領収する前に生じた事故による損害等
 - クレジットカードのご利用代金の引落しができなかった場合で、別途ご請求させていただく保険料を東京海上日動が領収する前に生じた事故による損害等

3

保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は保険の対象となる方の年齢・保険金額・保険期間・旅行中に行う運動等により決定されます。実際にお客様に払い込みいただく保険料については、申込書等をご確認ください。

② 保険料の払込方法

契約概要

保険料の払込方法は特定の特約をセットした場合を除き、ご加入と同時に全額を払い込む「一時払」となります。なお、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険料の払込方法等が一般のご契約とは異なりますので、詳細については、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意
契約概要

お申込み手続きを行われるご契約については、クレジットカードでの払い込みが必要となることがあります。

4

満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II

契約締結時におけるご注意事項

1

告知義務

注意
契約概要

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項】

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

★

- 保険の対象となる方の生年月日
- 他の保険契約等^{*1}を締結されている場合には、その内容(同時に申込む契約を含みます。)

☆

海外旅行中にお仕事に従事する場合には、その内容

*¹ この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2

クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

注意
契約概要

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または解約(クーリングオフ)を行うことができます。

クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料はご契約者にお返しします。東京海上日動およびご契約の代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

※ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日から解約までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

下記の保険契約をクーリングオフします。

申込人住所
氏名 (印)
電話 自宅 () 勤務先 ()
・申込日:
・保険種類: 海外旅行保険
・証券番号^{*2}(または契約証番号):
・ご契約の営業店:
・ご契約の代理店:

郵便はがき
8112-8684
東京海上日動火災保険株式会社
クーリングオフ受付係
東京海上日動火災保険株式会社
事務部
〒102-8333
東京都中央区日本橋本町2-3
2階
21

*² 申込書等の控の右上に記載しております。

3

死亡保険金受取人

注意
契約概要

- 死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください。同意のないままにご加入された場合、保険契約は無効となります。
- 企業等がご契約者^{*3}および死亡保険金受取人となり、従業員等を保険の対象となる方とするご契約については、保険の対象となる方のご家族等に対し、保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

*³ 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

III

契約締結後におけるご注意事項

1

通知義務等

注意
契約概要

【通知事項】

申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は以下の事項となります。

海外旅行中に従事するお仕事の内容が変わる場合^{*1}は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

- 下記のお仕事に変更となる場合には、東京海上日動からご案内するご契約内容に変更いただいたり、ご契約を解除させていただくことがあります。詳細はご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。
 - ・プロボクサー、プロキックボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフラーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事

【その他ご連絡いただきたい事項】(以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますので、ご連絡ください。)

ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なく代理店または東京海上日動までご連絡ください。

2

解約されるとき

注意
契約概要

ご加入いただく保険を解約される場合は、ご契約の代理店または東京海上日動にご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 包括契約に関する特約をセットした契約については、ご加入者よりご契約者へご連絡いただき、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。
- 契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、旅行期間終了までご契約はぜひ継続されることをご検討ください。

3

保険の対象となる方からのお申出による解約

注意
契約概要

保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は東京海上日動に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に對して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③東京海上日動と東京海上グループ各社または東京海上日動の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動ホームページ
(www.tokiomarine-nichido.co.jp) をご参考ください。

● 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

● ご契約者以外の方を保険の対象となる方とするご契約で、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合について、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合には、ご契約は無効になります。

● ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご契約を解除することができます。

● その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

● 自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/)をご確認ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^①まで補償されます。

*① 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

5 その他契約締結に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動代理店との間で有効に成立したご契約につきましては東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 留学等をされる場合で、保険証券、保険契約証または被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または東京海上日動までお申し出ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または東京海上日動に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または東京海上日動に到着しなかった場合は、後日お申込み手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- クレジットカード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等を保険の対象となる方とする保険契約について、クレジットカードや預金口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、30日以内にご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - 住民票、戸籍謄本等の保険の対象となる方または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
 - 領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- 保険の対象となる方に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方の代理人がない場合は、保険の対象となる方の配偶者^②または3親等内のご親族^③(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

*② 法律上の配偶者に限ります。

*③ 法律上の親族に限ります。

- 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金に関するご注意」
キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることができます。

ご契約内容確認事項(意向把握・確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に沿った内容であることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

① 本保険商品は、海外旅行中のケガや病気等を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。

② パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等をよくご確認ください。

③ ご加入される保険が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動までお申し出ください。

- 保険金をお支払いする主な場合*
- 保険期間(保険のご契約期間。最長2年までの間で旅行期間に合わせて設定してください。)*
- 保険金額(ご契約金額)*
- 保険料*

④ 申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書等の訂正が必要となりますので、代理店または東京海上日動までお申し出ください。

- 申込書等の「他の保険契約等の有無」欄は正しく告知いただいているか?
- 『家族旅行特約をセットする場合のみ』ご確認ください。*
- 保険の対象となる方の範囲についてご確認いただけましたか?
- 『海外旅行中にお仕事に従事される方のみ』ご確認ください。
- 申込書等の「海外旅行中に従事する職業・職務」欄は正しくご記入いただいているか?
- 『旅行中に下記の運動等を行う場合のみ』ご確認ください。
- 下記の運動等を行うことについて、代理店または東京海上日動にお申し出いただきましたか?
- 下記の運動等を行っている間の事故は、保険金お支払いの対象外となります(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただくことにより、対象とすることができます。)
 - 山岳登攀(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)
 - リュージュ、ボブスレー、スケルトン
 - 航空機(グライダーおよび飛行船を除きます)操縦(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
 - スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい)、パラグライド等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 - 自動車等の乗用具による競技・試運転等
 - その他これらに類する危険な運動

⑤ 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただけましたか?

お客様にとって不利益となる情報や、「保険金をお支払いしない主な場合」「告知義務」「通知義務等」等が記載されていますので必ずご確認ください。

*詳細については重要事項説明書、パンフレット等をご確認ください。また、実際のお客様のご加入内容については申込書等をご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望等は
金融法人部 三菱UFJ室にて承ります。

保険に関するご不満・ご要望等(国内から)

 03-6704-4064

受付時間: 平日 午前9時~午後5時
(年末年始を除きます。)

事故のご連絡に関するご相談(海外から)

東京海上日動海外総合サポートデスクでは、ご旅行中に病気やケガ、携行品の破損等の様々なトラブルが生じた場合に、担当スタッフが各種相談に日本語でお応えします。全世界からのお電話を受け付けます。ご利用の詳細につきましては、保険証券、保険契約証または被保険者証とセットでお渡しいたします「海外旅行保険あんしんガイドブック」の該当ページをご確認ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

 0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

ご加入に関するご注意を記載しております。ご加入の前に必ずご確認ください。

ご加入に関するご注意

①帰国予定

帰国予定のない方や海外に永住される方を被保険者(保険の対象となる方)とする保険契約はお申し込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

②旅行先での運動

次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかない、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

- 旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダー等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
- 旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
- 旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

③旅行先でのお仕事

次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかない、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

- 旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング、プロレスリング等)に従事される場合

④補償の重複について

- 賠償責任危険担保特約、治療・救護費用担保特約等をご契約される場合で、被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがございます。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますか、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合がございます。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2

*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動火災保険(株)以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがございますので、ご注意ください。

⑤留学先、ワーキングホリデー先から保険加入を求められる場合について

留学先、ワーキングホリデー先によっては、日本の保険会社で加入された海外旅行保険とは別に、現地の医療保険等への加入が義務付けられる場合があります。また、補償の範囲や補償の金額(保険金額)に一定の基準を設けていることがあり、東京海上日動の海外旅行保険ではこの基準を満たさない場合があります。お客様ご自身で基準をご確認いただいたうえで、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

⑥被保険者証について

代理店または東京海上日動火災保険(株)にてご加入のお手続きをされたにもかかわらず、被保険者証が旅行出发前にとどかない場合は、お手数ながら代理店または東京海上日動火災保険(株)へお問い合わせください。なお、被保険者証をお渡しするまでにお時間がかかる場合がございますので、お早めにお申し込みをお願いします。

素敵な海外旅行になりますように、お気をつけてお出かけください。

この保険は三菱UFJニコス株式会社を保険契約者とし、カード会員等の中で保険加入された方を被保険者(保険の対象となる方)とする海外旅行保険一般包括任意付保契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として、保険契約者が有します。

ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳しくは「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご用意しておりますので、必要に応じてご確認ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。ご加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者(保険の対象となる方)全員にご説明いただきますようお願い申しあげます。なお、代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

「海外旅行保険 MORE」に関するお申し込み・お問い合わせ

エスティ保険サービスまで

0120-816-610

月～金 9:00～17:00／土・日・祝・12/29～1/3休

海外からは

81-3-5909-3650

※コレクトコールをご利用ください。

■お問い合わせ先
取扱代理店

エスティ保険サービス株式会社
〒163-1503 東京都新宿区西新宿一丁目6番1号
新宿エルタワー3階
0120-816-610
営業時間:平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)

■引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
【担当】金融法人部三菱UFJ室 03(6704)4064
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-4 常盤橋タワー33階
営業時間:平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)